

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行

令和7年12月1日より発行済みの保険証が全て有効期限の満了を迎えることとなり、マイナ保険証を持っていない方は、「資格確認書」を持参いただき資格確認を行うこととなります。

本号では、マイナ保険証へ移行することに伴い、病院に求められている対応についてまとめました。

■マイナ保険証を持っていない方などへの窓口対応

マイナ保険証をお持ちでない方などに申請不要で、「資格確認書」が交付されます。こちらを患者が提示した場合は、オンライン資格確認等システムに照会し保険資格の有効性をご確認いただく対応となります。

資格確認書の種類等について

資格確認書は「マイナ保険証をお持ちでない方」などに申請不要で交付されます。種類は、カード型の他に、はがき型、A4型、電磁的な方法があります。

患者が資格確認書を提示した場合には、オンライン資格確認等システムに照会することで保険資格の有効性が確認でき、喪失後受診を防ぐことができるため、医療機関等へのレセプト返戻を防ぐ観点からも受診時のオンライン資格確認をお願いいたします。

資格確認書の種類

1 カード

材質：紙又はプラスチック
大きさ：縦54mm、横86mm



2 はがき

材質：紙
大きさ：縦128mm、横91mm



3 A4

材質：紙
大きさ：縦297mm、横210mm



4 電磁的交付

スマートフォン等の電子機器の画面
(カード又ははがきの比率による)
※画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されているもの



交付対象者

下記の対象者に対して、**申請不要**で交付される。

- ・マイナ保険証をお持ちでない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・後期高齢者医療制度にご加入されている方や、新たに加入される方

※下記の方は、**申請により**交付される。

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難で配慮が必要な方
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中

種類

- ①カード型（プラスチックや紙の材質）
 - ②はがき型
 - ③A4型
 - ④電磁的な方法*
- *電磁的な方法の場合、スマートフォン等の画面に表示された資格確認書の内容で資格確認を行う

券面事項

氏名・生年月日・性別・被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所 など

有効期限

5年以内で、保険者が設定することとなっております。

出典：厚生労働省 保険局 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー

しかしながら12月2日以降も、有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせを窓口にて、提示されることが想定されていることから、令和8年3月末までに限り、有効期間切れの健康保

険証、資格情報のお知らせから確認できた被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担額を求めてレセプト請求を行うことが可能となっております。

窓口対応として、有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせを提示した患者に対して、令和8年3月末以降こちらでの受付ができなくなる旨を伝え、マイナ保険証を発行いただくもしくは「資格確認書」を提示いただく旨の周知徹底が必要となります。

■スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー購入費用の補助

マイナンバーカードをスマートフォンに登録している患者に対して、スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー等の購入費用に対して令和8年1月31日まで補助行われております。医療機関等向け総合ポータルサイトにてクーポンコードを取得し、そのクーポンをAmazonビジネスの専用ページにてご利用いただき購入する流れとなっております。事前にAmazonビジネスへの登録が必要ですので、ご留意ください。

今後スマートフォンでのマイナ保険証利用をされる患者も増加するであろうことを踏まえ、院内での導入をご検討ください。

スマートフォンでの保険証利用について

令和7年9月19日より機能を開放し、スマートフォンの読み取り環境が整った施設から順次運用を開始しており、約4.7万施設（令和7年11月19時点）で導入が完了しております。

スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー等の購入費用に対して補助を行っていますので、対応をご検討ください。（補助期限：令和8年1月31日）

スマートフォンのマイナ保険証

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、ご利用の顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーにスマートフォンをかざして医療機関・薬局でご利用できます。



◆汎用カードリーダーが不要な顔認証付きカードリーダー

こちらのキヤノンマーケティングジャパン社の顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA）をご利用の施設は、汎用カードリーダーの購入、接続設定は不要で、スマートフォンをかざすことができます。

導入にあたっての補助

スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー等の購入費用に対して補助を行っています。

補助は、医療機関等向け総合ポータルサイトにてクーポンコードを取得し、そのクーポンをAmazonビジネスの専用ページで利用して購入する形式です。

- ・補助対象機器：汎用カードリーダー、USBハブ、USB延長ケーブル
- ・補助内容：クーポンコード1つあたり補助上限は7,000円(1.4万円を上限に1/2を補助)

購入期限 令和8年1月31日

※期限間近は希望する製品が購入できない場合があります。お早めにご利用ください。

※購入にあたっては、Amazonビジネスのアカウントが必要です。

(参考) 汎用カードリーダーの設置イメージ



【操作の流れ】

- ①顔認証付きカードリーダーでスマホ利用を選択
- ②該当する端末を選び、対応する本人認証を実施
- ③スマホを汎用CRにかざし電子証明書を読み取る
⇒マイナンバーカード利用時と同様に、顔認証付きカードリーダーで同意情報を入力

出典：厚生労働省 保険局 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー

■ その他資格確認等に関する補助について

12月2日以降、訪問診療等やオンライン診療等に関してもオンライン資格確認等システムの導入が必要となります。モバイル端末購入やレセプトコンピュータ改修の補助が令和8年1月15日までとなっております。

また、医療費助成の受給者証及び診察券もマイナンバーカードに一体化に向けて取組が行われております。

導入するにあたりレセコンのシステム改修費用等の補助が令和8年1月15日までとなっております。期間内に申請できるよう院内で検討されることをおすすめします。

訪問診療等、オンライン診療等を実施する場合の オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について

前頁の手順に沿って、環境設定の変更が完了しましたら、以下の「概要資料」を参考に導入作業を進めてください。

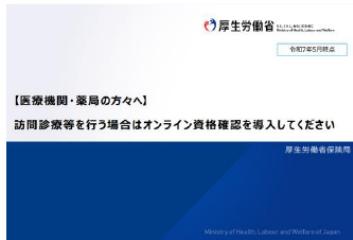
モバイル端末購入やレセプトコンピュータ改修の補助もありますので、ご活用ください。（補助期限：令和8年1月15日）

訪問診療等

オンライン診療等

導入手順

- 右記二次元コードから「概要資料」をダウンロードいただき導入作業をすすめてください。
マイナ在宅受付Webを利用の場合 …P16～18
マイナ資格確認アプリを利用の場合 …P21～25



導入手順

- 右記二次元コードから「概要資料」をダウンロードいただき導入作業をすすめてください。
P11～13をご覧ください。



導入に対する財政支援

申請期限：令和8年1月15日

	補助率	補助限度額（訪問診療・訪問服薬指導等）
病院	1/2	41.1万円 ※事業額上限82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	8.5万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

導入に対する財政支援

申請期限：令和8年1月15日

	補助率	補助限度額（オンライン診療・オンライン服薬指導）
病院	1/2	39万円 ※事業額上限78.1万円 (レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	6.5万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	9.7万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。
オンライン診療等と外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時）は同様のシステムとなるため、
いずれかがシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。

出典：厚生労働省 保険局 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー

株式会社ユアーズブレーンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する
様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。

詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、

または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。